

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組  
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組  
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新**  
[1]包括的な相談・調整窓口の整備  
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

### 対象地域

【面積】14.61km<sup>2</sup>  
【人口】114,461人  
【うち65歳以上】29,154人  
【高齢化率】25.4%

※令和8年1月1日時点

### 背景・経緯

- 検討開始時期：令和5年度
- 取組開始時期：令和7年4月
- 開始に至る経緯：身寄りのない高齢者の増加、単身高齢者アンケートの結果から、入院入所や葬儀等の不安を抱える身寄りのない高齢者が、安心して自分らしく地域で生活ができるよう支援する事業として開始。

## 事業概要、実施スキーム

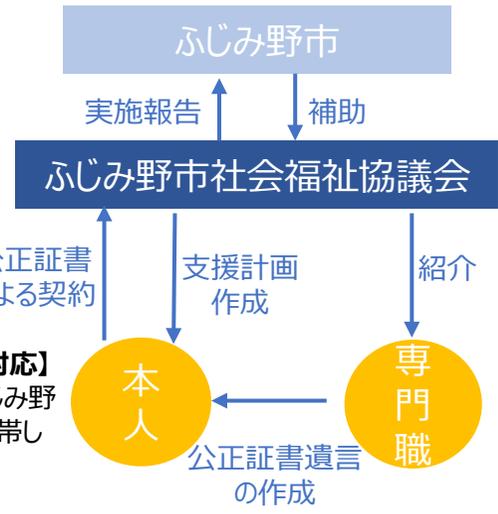
### 【事業概要】

ふじみ野市社会福祉協議会では、入院入所や葬儀等の不安を抱える身寄りのない高齢者が、安心して自分らしく地域で生活ができるよう支援する事業として、「ふじみ野みらいサポート」を開始した。電話や自宅に訪問し、生活の様子や困りごとなどのお話を伺う「見守り契約」、入退院や施設入所時の手続き、費用の支払い等を行う「事務委任契約」、亡くなった後の葬儀・納骨、家財処分等を行う「死後事務委任契約」の3点をふじみ野市社会福祉協議会と契約する。さらに、「公正証書遺言」を専門職と作成していただくこと、契約後に判断能力が低下した際は「成年後見制度」で対応する事業となっている。

- ### 【利用者の要件】
- \* 下記すべての条件を満たした方
  - ✓ 市内在住の65歳以上で1人暮らしの方
  - ✓ 預託金を準備することができる方
  - ✓ 生活保護を受給していない方
  - ✓ 契約内容を理解できる方
  - ✓ 原則として子どもがいない方

### 【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】

緊急時対応用の携帯電話を24時間ふじみ野市社会福祉協議会職員が持ち回りで携帯している



## ステークホルダーの役割

- ### 【管理監督団体】
- #### ふじみ野市
- ふじみ野市社会福祉協議会に補助金を交付
- #### ふじみ野市社会福祉協議会 (補助先)
- 本人、関係者からの求めに応じて事業説明等
  - 相談対応
  - 本人との契約（見守り契約、事務委任契約、死後事務委任契約）の締結
  - 民間事業者等紹介、連携
  - 法律専門職との連携
  - 預託金をふじみ野市社会福祉協議会で預かり、入院・入所や葬儀、家財処分に使用
- #### 民間事業者 (紹介)
- ##### 葬儀事業者、家財処分業者等
- 見積書の発行
  - サービス提供
  - ふじみ野市社会福祉協議会に実施報告
- #### 法律専門職
- 利用者と公正証書遺言の作成
  - 遺言執行者
- ### 【利用者 (市民)】
- 情報収集、ふじみ野市社会福祉協議会に相談
  - ふじみ野市社会福祉協議会と公正証書による契約締結
  - 利用料を支払い、契約書、支援計画に沿った支援を受ける
  - 預託金を預け、契約書、支援計画に沿った支援を受ける

基本指標 (R7.12時点)

【自治体】ふじみ野市

- ・ ふじみ野市社会福祉協議会予算：6,053,000円 (令和7年度)
- 【相談対応・日常生活支援・入院入所の手続き支援・死後事務支援の体制】
- ・ 常勤：3人 (うち、兼務2人)
- ・ 相談対応者の要件：相談援助経験のある社会福祉士・精神保健福祉士等 (規程等には明文化されていないが、事業化に向けての過程の中で検討された。)
- ・ 預託金の管理方法：決済用普通預金口座

【事業の実績】(令和7年12月末時点)

- ・ 新規相談件数：63人 (令和7年度 実績・延べ144件)
- ・ 新規契約数：0人
- ・ 申込者数：5人

工夫、配慮等

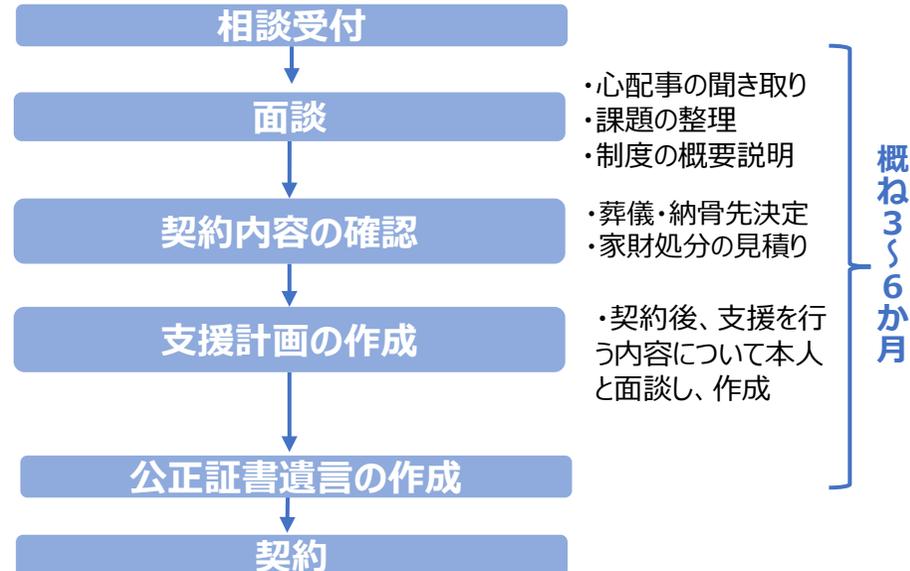
【工夫・配慮】

- ・ 本人が提供を受けるサービスを理解しているか、希望に沿っているか、面談を複数回行い、アセスメントを実施。
- ・ 生活課題に応じた契約までの期間の調整。丁寧なヒアリング、段階的な契約準備が必要であることから、契約まで時間を要する。そのため、インテーク面談から契約までに本人の気持ちに変化が生じる可能性もあることから、契約に向けた進捗状況を都度説明し、本人の気持ちに寄り添った支援を行う。
- ・ 医療サービスに関する指示書の作成をし、意思を表明できない場合、医療機関へ本人の意思を伝達する手段を備える。
- ・ 定期的にもモニタリングを実施し、支援計画の見直しを行う。
- ・ 施設入所等の選択を行うとき、本人の希望や心身の状況及び資産状況等を考慮しつつ、関係機関と連携の上、適切な情報提供を行い、意思決定を支援する。
- ・ 成年後見制度利用を検討するタイミング。

【効果】

- ・ 単身高齢者支援策の充実。単身高齢者にとって住み良い地域へ。
- ・ 高齢者の孤立防止等につながり、地域福祉推進事業の強化及びふじみ野市社会福祉協議会の役割がより明確化される。
- ・ 地域のニーズを把握しやすくなる (独居高齢者の実態、認知症の初期兆候、生活困窮の状況等)。
- ・ ふじみ野市社会福祉協議会の知名度、信用度の向上。
- ・ 日頃ふじみ野市社会福祉協議会と関わることの少ない人とのかわりが増えた (相談者、事業者ともに)
- ・ 専門職との連携の強化、新たなネットワークの構築。

利用の流れ



現状の課題、今後の展開

- ・ 生活困窮者等、利用が困難な資産状況の方への対応。(利用したいが、預託金を預けることが資産状況的に難しい方がいた)
- ・ 支援計画の見直しにおけるニーズ変化の把握の方法。
- ・ 社協が実施する「身寄りのない方の支援」において、「身寄り」をどう考え、捉えるべきか。
- ・ 事業実施継続のための人件費及び財源の確保。
- ・ 見守り体制の構築 (職員のみで見守りをするには限界があるため、地域住民の協力を得て、社協特有の見守り体制を構築していきたいと考えている)
- ・ 法律専門職や葬儀事業者、家財処分業者等の協力機関が限られている (本人の希望に沿うことができるよう、できるだけ選択肢を多く持ちたいと考えている)
- ・ 本事業の対象外となった方の課題解決に向けた紹介先や支援の受け皿の開拓